

# 国の肥料価格高騰対策の二次申請のご案内

## 重要なお知らせ

本支援金のお支払い時期は、本年10月頃を予定しています。

当初は今年の5月以降としておりましたが、令和5年1月から5月末までの購入・予約分についての運用が3月に国から発表されました。これをうけて、本県としては支払い後に返還等の事案が生じないよう、適切に支援金をお支払いするために、前回申請いただいた方につきましても、今回の二次申請の支援金と合算して10月頃の支払いに変更しました。

## 支援の対象となる肥料

今回の申請は令和5年1月から5月末までに購入・予約した肥料が対象です。

※一次申請（R4.6~12購入・予約分）を行わなかった方は、今回まとめて申請することが可能です。



## 支援額

支援額は、一次申請同様に以下の算定式で決まります。

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \left[ \frac{\text{当年の肥料費}}{1.4} \times \frac{\text{使用量低減率}}{0.9} \right] \right) \times 0.7$$

※ 肥料購入費が100,000円の場合、支援金額は14,444円となります。

※ 令和4年度に、お住まいの市町から肥料購入費にかかる補助金を受給されている場合は、上記支援金額から控除することがありますのでご了承ください。

(本支援金は価格上昇分の7割を支援するものですが、市町からの補助金とその残りの3割を超過する場合には、超過分を本支援金から控除するものです。)

## 参加農業者の要件

支援を受ける農業者は、前回同様①、②が要件になります。

①農産物の販売実績があること

②化学肥料を2割削減する取組（下に記載のメニューから選択）を行うこと



## 化学肥料低減の取組

支援の対象となる「化学肥料低減の取組」は下表のとおりです。

最も作付面積の大きい作物で、下表の取組のうち2つ以上に取り組んでください。なお、そのうち1つは、新しい取組または更に強化・拡大する取組としてください。

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| ア 土壌診断による施肥設計     | ケ 肥料施用量の少ない品種の利用        |
| イ 生育診断による施肥設計     | コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用     |
| ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 | サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む） |
| エ 堆肥の利用           | シ 局所施肥の利用               |
| オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）  | ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用        |
| カ 食品残渣など国内資源の利用   | セ 施肥量・肥料銘柄の見直し          |
| キ 有機質肥料の利用        | ソ 地域特認技術                |
| ク 緑肥作物の利用         |                         |

## 申請方法(一次申請に続き申請する方)

- ・追加で購入された肥料のレシートまたは請求書等がある場合には、前回同様に専用の貼付台紙に貼付して提出してください。
- ・一次申請から申請内容に変更がない方につきましても、今回の二次申請に際して書類の提出が必要となりますのでご注意ください。(詳細は今後郵送予定の申請書類をご確認ください。)

## 申請方法(今回初めて申請する方)

取組実施者（JAや肥料販売事業者等）を通じて、申請してください。

### 申請に必要なもの

- ① 化学肥料低減計画書（様式1-3号）（化学肥料低減の取組メニュー等を記載）
- ② レシートまたは請求書等（肥料の種類、数量、購入費の記載が必要）
- ③ 注文書等（令和4年6月～5年5月に購入および注文したことがわかるもの）
- ④ 振込希望の口座情報（通帳の写し等。取組実施者によっては不要。）
- ⑤ 取組実施者が別途必要とする書類

## スケジュール

6月下旬～  
7月上旬

### ①二次申請にかかる案内および申請書類一式 の郵送

※県再生協で把握している農業者に対して郵送いたします。

※県再生協HPにも掲載しますが、ダウンロードできない方は郵送しますのでお問い合わせください。

### ②一次申請にかかる支援予定額の通知 の郵送

※①、②は県再生協から郵送します。7/10までに届かない場合はお問い合わせください。

～7月末

取組実施者（JAや肥料販売事業者等）へ申請書類提出

10月頃

県再生協議会から各取組実施者への支援金支払い

※年度内に取組実施者が化学肥料低減取組の状況確認を行う予定ですので、ご協力をよろしくお願い致します。

## 作業受託を行う農業者の方へ

田植え作業請負等の作業受託を行う際に肥料代も請求している場合、支援金申請にあたり注意が必要な場合がありますので、下記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### ①申請書類提出に関するお問い合わせ

- ・提出先の各取組実施者にお問い合わせください

本県の取組実施者一覧および  
申請様式のダウンロードはこちら

福井県農業再生協議会

<http://www.f-saisei.jp/>



### ②その他 本事業全般に関する問い合わせ

- ・福井県農業再生協議会

専用ダイヤル※ 070-2251-9785

070-2251-9786

E-mail [hiryokotojigyo@pref.fukui.lg.jp](mailto:hiryokotojigyo@pref.fukui.lg.jp)